

令和8年度第1回品川区児童福祉審議会

議事録（要旨）

令和8年度第1回品川区児童福祉審議会

日時：令和8年4月10日（金）15：00～16：30
場所：品川区児童相談所1階第1・第2会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 事務局紹介
- 4 委員長および副委員長の選出
- 5 部会の設置について
- 6 令和7年度の各部会の開催状況について
- 7 品川区こどもの権利条例について
- 8 令和7年度品川区児童相談所の運営実績について
- 9 その他
- 10 閉会

<配布資料>

- ・令和8年度第1回品川区児童福祉審議会 次第
- ・【資料 1】令和8年度品川区児童福祉審議会名簿
- ・【資料 2】令和8年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）
- ・【資料 3】令和7年度里親部会の開催状況について
- ・【資料 4】令和7年度子どもの権利擁護部会の開催状況について
- ・【資料 5】令和7年度保育部会の開催状況について
- ・【資料 6】品川区こどもの権利条例について
- ・【資料 7】令和7年度品川区児童相談所の運営実績について
- ・【参考資料1】品川区児童福祉審議会条例
- ・【参考資料2】品川区児童福祉審議会条例施行規則
- ・【参考資料3】品川区児童福祉審議会運営要綱
- ・【参考資料4】品川区児童福祉審議会部会設置要綱

1 開会

■委員長

- ・令和8年度第1回品川区児童福祉審議会を開催する。

■事務局

- ・当審議会は原則公開で、議事録作成のため録音を行う。議事録は会議資料と併せて、区ホームページで公開する。
- ・10名の委員が出席し、定足数の要件を満たしているため、当審議会は有効に成立している。
- ・傍聴者0名。

2 委員紹介

- *委員紹介を行った。

3 事務局紹介

- *事務局紹介を行った。

4 委員長・副委員長の選出

■事務局

- ・品川区児童福祉審議会条例第5条2項において、委員の互選により委員長、副委員長を定めることとしている。委員の皆様の中から選出していただきたい。
- *委員長に大竹委員、副委員長に宮島委員が選出される。
- *以降、委員長が進行を務める。

5 部会の設置について

■事務局

- ・参考資料4「品川区児童福祉審議会部会設置要綱」について説明を行った。本要綱は部会の運営について定めたものである。
- ・品川区児童福祉審議会では、里親部会、子どもの権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会、保育部会の4つの部会を設置する。部会の所掌事項は、品川区児童福祉審議会部会設置要綱第2条2項以下に記載のとおりである。
- ・部会の構成員は、品川区児童福祉審議会条例施行規則第3条1項において、部会の構成員は委員のうちから委員長が指名することとしている。事務局の案として、資料2「令和8年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）」のとおり考えている。
- ・各部会の部会長は部会員の互選により決定するため、後日、各部会の開催時に部会長を選出いただきたい。
- ・部会の議決については、品川区児童福祉審議会条例第8条2項に基づき、部会の議決を当審議会の議決とする。

■委員長

- ・部会の委員を指名させていただく。私としては、事務局から示されている資料2「令和8年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）」のとおり組織したいと考えている。
- *委員からの異議なく、資料2「令和8年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）」のとおり決定。

6 令和7年度の各部会の開催状況について

<里親部会>

■里親部会長

- ・資料3「令和7年度里親部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・令和7年度は6月、10月、12月、2月の計4回開催した。
- ・里親の認定に関する事項として、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親2件、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭5件、養子縁組里親と養育家庭の二重登録1件について審議した。審議にあたり、里親申請者が社会的養護を必要とする子どもの受託を希望するに至った動機や、子どもの養育についての考え方、家庭の生活状況などについて確認を行い、子どもが委託される際の留意点や、支援の要点について委員で意見を出し合い、必要に応じてコメントを付し「適格」という審議結果を答申した。
- ・今後も委員をはじめとした部会構成員それぞれの専門性や知見に基づいた意見を部会で交換し、子どもたちの命と育ちを保障する家庭養育や里親制度の在り方について協議していきたい。

<子どもの権利擁護部会>

■子どもの権利擁護部会長

- ・資料4「令和7年度子どもの権利擁護部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・令和7年度は4月、11月、1月、2月の計4回開催した。
- ・審議件数としては、児童またはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例が7件、その他が1件である。審議事項の概要としては、児童福祉法第28条による施設入所等の措置に係る申し立て、児童福祉法第33条による児童の安全の確保および心身状況等を把握するための一時保護に係る申し立て、児童福祉法第28条を視野に入れた一時保護の延長についての諮問および児童福祉法第28条申し立て後の経過報告についてである。
- ・部会においては、各ケースにおける保護者や児童の意向、児童の心身状態、児童相談所の関与経過などを確認し、概ね児童相談所の方針が「妥当である」と答申した。
- ・区内の施設において、被措置児童等虐待の届け出通告の受理はなかった。

<保育部会>

■保育部会長

- ・資料5「令和7年度保育部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・令和7年度は7月、3月の計2回開催した。
- ・保育所の認可に関する事項について、計画承認7件、設置認可8件の諮問を受け、認可

基準を満たしていることを確認し「適当」という審議結果を答申した。計画承認・認可の中には、再開発エリアでの保育所新設の案件があり、保育需要を鑑みながら定員を設定し、限られた敷地の中で基準を満たす工夫が見受けられた。

- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可に関する事項について、認可56件の諮問を受け、認可基準を満たしていることを確認し、「適当」という審議結果を答申した。本事業は、保育所や幼稚園などに通っていない就学前のお子さんを対象とし、月一定時間、保育要件の有無にかかわらず、保育所等を利用できる制度であり、本年4月より、全国の自治体で実施が義務化されたものである。今回、56施設での実施となるが、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感軽減にもつながる制度だと思うので、事業開始後も、利用者や保護者の意見を丁寧に聞きながら円滑かつ安定的な園運営に資するよう、区の尽力をお願いしたい。
- ・児童福祉施設に対する業務停止命令に関する事項および認可外保育施設、幼保連携型認定こども園に対する事業停止命令または閉鎖命令等に関する事項についての諮問・答申はなかった。
- ・今年の12月から「こども性暴力防止法」が施行され、保育所を含む事業者には、こどもを性暴力から守る環境づくりが求められることになる。こども家庭庁から、各種通知が届いていると思うので、子どもに接する現場に周知がされるよう引き続き、区において対応、支援をお願いしたい。

<児童虐待死亡事例等検証部会>

■事務局

- ・令和7年度は児童虐待死亡事例等検証部会の開催実績はなし。

7 品川区こどもの権利条例について

■事務局

- ・資料6「品川区こどもの権利条例について」に沿って説明。

<質疑応答>

■委員

- ・他自治体では、中立的な立場から意見を述べる機関として、児童福祉審議会の下部組織である権利擁護機関と、権利条例に基づく権利擁護機関の2つが併存していることがある。その場合、児童福祉審議会が出た権利擁護に関する意見について、権利条例に基づく権利擁護機関が意見を述べることもできると法的解釈ができる。品川区では、すでに児童福祉審議会の中に権利擁護の仕組みがあるため、権利条例の制定にあたっては、それとの整合性を取ることを検討いただいた方がよい。

■子ども施策連携担当課長

- ・ご助言いただいた点については、他自治体での建付けが様々なため検討が必要である。区の現状とニーズを見極めながら、区に適した形の条例を作りたい。

8 令和7年度品川区児童相談所の運営実績について

■児童相談所長

- ・資料7「令和7年度品川区児童相談所の運営実績について」に沿って説明。

- ・令和7年度の相談受理件数は1706件、うち虐待件数は878件と令和6年度とほぼ同水準の高止まり傾向にある。
- ・全国的には警察からの通告が多い中、品川区では、家族や親戚等からの相談受理件数が多く、総件数は707件、虐待を除いた件数は627件と、子どもに関する相談を幅広く受け付ける相談機関として区民からの認知が進んでいることが考えられる。
- ・一時保護の需要が高まっているとともに、施設の空き待ちによる長期入所といった事情もあり、令和6年10月の開設以降、一時保護所の定員超過が常態化している。また、抱える特性や課題から個別対応が必要な児童が多く、入所人数以上に対応時間や人員が必要となり、日々タイトに調整を行っている。

<質疑応答>

■委員

- ・令和6年度に比べて家族・親戚からの相談が増加し、認知度の向上が窺えたのは良かったと思う。引き続き、日常業務においても子どもたちの声が上がってくるような様々な取組をお願いしたい。
- ・家族・親戚からの相談が非常に多い。虐待を除いた627件の種別について、お聞きしたい。
- ・子ども家庭支援センターでも家族・親戚からの相談を受け止められているか。
- ・警察からの通告について、虐待・非行相談を除いた40件ほどの内容を伺いたい。

■児童相談所長

- ・虐待を除いた家族・親戚からの主な相談種別としては、育成や障害に関するものが多い。
- ・虐待・非行相談を除いた警察からの通告については、家族、親子関係の養護相談が多い。

■子ども家庭支援センター長

- ・子ども家庭支援センターでは、養育困難に関する相談が増えており、令和6年度には222件ほどだったのが、令和7年度には351件ほどまで増加した。令和7年4月に地域子ども家庭支援センターを三か所開設し、保健部門と児童部門が両輪となって相談業務を行っている影響が大きいと考えられる。

9 その他

<質疑応答>

■委員

- ・こども誰でも通園制度について、区では、国が前提とする利用可能時間の月10時間より大幅に長い月30時間を上限としている。本事業の実施にあたって努力や工夫されたことがあればお聞きしたい。

■保育事業担当課長

- ・区では、令和5年度から試行的に類似事業を実施していたが、令和8年度から約60施設で月30時間を利用可能上限とした本格実施を開始した。試行的に事業を実施する中で、本事業の意義を事業者に周知し、助成金等の増額を行うことで参加いただく事業者を増やした結果、本格実施の際に上限を30時間まで伸ばすことができたと思う。
- ・本格実施から間もないため、事業者側の人材確保の問題や不慣れさが課題として残る中、それが子どもへの負担とならないよう、先行している事業者の好事例や事業実施を通じて得た知見を多くの事業者に周知し、さらなる参加を広めていきたい。

■委員

- ・一時保護所の定員超過に対して、具体的にはどのように対応しているのか。

■児童相談所長

- ・特別区の児童相談所間での広域調整や里親への一時保護委託を行い、なんとか凌いでいる状況である。定員超過の問題に限らず、一時保護所の安定的な運営については課題視しており、一時保護の状況推移を見ながら次なる策を検討したい。

■委員

- ・児童養護施設では、名目上の定員に満たなくても、人手不足により子どもを入所させられないことがある。また、一時保護所では、施設の空き待ちにより長期保護せざるを得ないことがある。このような悪循環が続き、一時保護所がパンクするような状況になれば、保護が必要な子どもを保護できなくなる可能性がある。そのような事態だけは回避していただきたい。

■事務局

- ・社会的養育推進計画の完成報告を行った。
- ・今後のスケジュールについて確認を行った。

7. 閉会

■委員長

- ・令和8年度第1回品川区児童福祉審議会を終了とする。

— 了 —